

# 知的生産者の公共調達に関わる法整備 会計法・地方自治法の改正の提言(案)

知的生産者の公共調達に関する法整備連絡協議会

日本の公共調達における知的生産者の選定は、対価の価格競争による評価を原則としているが、これを質的な評価による原則に改める必要がある。上記の原則を規定している、会計法・地方自治法の改正を提言する。

① 日本の知的生産業務（デザイン、設計、コンサルティング等の知的サービス）の公共調達における質の向上が図られる。

質的な評価の原則による選定で、日本を美しい国、魅力的なデザインの国、知的財産の豊かな国に進化させることができる。

② 知的生産業務の公共調達を物品と同様に、価格競争を原則としている国は世界に類を見ない。法改正により日本の国際競争力、国力の強化が図られる。

米国はじめ企業業績の発展が著しい国々では、国の成長を支えるためにモノを扱う産業から知識集約型産業への転換が進んでいる。モノからチエへ投資するような産業構造に変えるためには、価格競争を原則としている日本の法整備の変革が喫緊の課題である。

③ 日本の国家投資の効率的運用が図られる。

日本の公共投資は厳しい財政状況の中で、その投資効率が効果的に行われる必要がある。優れたアイデア、技術によって選ばれることにより、その成果物が地域に果たす波及効果は大きく、地方創生に大きく寄与する。

④ 知的生産者の意欲を喚起し、高レベルの知的生産者の創出が図られる。

知的生産者の設計力、デザイン力、技術力が質により選定されることで知的生産者の意欲が喚起され、優れた知的生産者の創出を可能とする。デザイン立国、観光立国、創造立国を目指す日本では、優れた知的生産者の創出は国家的な課題である。